

基 発 0 3 1 1 第 1 号
平 成 2 5 年 3 月 1 1 日

一般社団法人全国信用金庫協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
認可特定保険業者の保険募集について

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号。平成23年5月13日施行）により、保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）の公布の際現に特定保険業を行っていた者は、当分の間、所管する行政庁の認可を受けて、引き続き当該特定保険業を行うことができることとされたところです。

この改正に基づき、今般、厚生労働省労働基準局が所管する特例民法法人について、特定保険業の認可を行ったところですが、認可特定保険業者については、保険募集に係る下記の点について、一般の保険会社と保険業法（平成7年法律第105号）上の取扱いが異なりますので、傘下金融機関に念のため御周知いただくようお願いします。

記

保険業法第275条第2項において「銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、次条又は第286条の登録を受けて保険募集を行うことができる。」とされているが、改正法附則において、認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集については同項並びに第276条及び第286条の規定は準用されていないこと。

したがって、認可特定保険業者の保険については、一般の保険会社のものと異なり、信用金庫等の金融機関が保険募集を行うことは認められていないこと。